

# 法人番号に関するお知らせ

～新規設立登記及び法人名・所在地の変更登記をされた法人の皆さまへ～

国税庁では、平成27年10月5日に施行された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、法人に対して法人番号を指定・通知した後、商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地とともに公表しています。

## ■ 新規設立登記をされた皆さまへ

### (1) 法人番号の通知について

設立登記完了日の3～4稼働日後に、法人番号指定通知書（以下「通知書」といいます。）を登記された本店又は主たる事務所の所在地に発送いたします。

#### ！ 通知書の收受について

- ▶ 通知書は普通郵便で発送します。通知書を確実に受け取るためには、**事前に本店所在地の郵便受箱へ法人名称を表記いただき、本店所在地の配達を受け持つ郵便局に、新たに法人を設立した旨をお知らせください。**ご不明な点は、お近くの郵便局にお尋ねください。
- ▶ **宛先不明等で通知書を受け取ることができなかった場合でも、再送付はしておりませんが、**国税庁法人番号公表サイト（以下「公表サイト」といいます。）で、法人番号をご確認いただけます。

### (2) 法人番号等の公表について

設立登記完了日の4～5稼働日後の夕刻に、法人の基本3情報（①法人番号、②商号又は名称、③本店又は主たる事務所の所在地）を公表サイトで公表いたします。

## ■ 法人名・所在地の変更登記をされた皆さまへ

### (1) 法人番号に関する手続について

法人名・所在地の変更登記を行っても、法人番号に関して新たな手続はございません。

※ なお、法人名・所在地を変更した場合であっても、法人番号は変更されませんので、通知書を改めて発送することはありません。

#### ！ 国税に関する手続について

- ▶ 国税に関しては、法人名・納税地の異動があった場合には、従来どおり、税務署に異動届出書を提出する必要がありますので、ご注意ください。ご不明な点は、最寄りの税務署にお尋ねください。

### (2) 法人番号等の公表について

変更登記後の法人名・所在地は、変更登記完了日の翌稼働日の夕刻に、変更履歴を含めて公表サイトで公表いたします。

## 法人番号のことなら国税庁法人番号公表サイト

法人番号公表サイト

検索

QRコード対応の携帯電話をお使いの方は、  
こちらからアクセスしてください。



国税庁法人番号公表サイト [www.houjin-bangou.nta.go.jp/](http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/) にアクセス